

①みらい創生取組一覧【(継続)】

資料1

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標【(財政効果額)】				取組状況への評価・課題	今後の取組方針
				令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	指標	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)		
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・人口増に資する施策を検討・実現させ、より一層充実させることで、市全体に活力が生まれる未来志向の改革を推進	・まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に沿い、各部の取組を進めた。	・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に基づき、各部の取組を進めた。	・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に基づき、各部の取組を進めた。	・同戦略に掲げて進捗管理を行う具体的な施策・事業数	37件	41件	42件	・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各部において取組を進めながら、その進捗管理を継続。 人口については、前年度に引き続き令和3年度も社会増を達成するなど、これまでの施策推進の効果が出てきている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により目標未達の取組もあるため、引き続き各部の取組を推進する必要がある。	・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各部の取組を進める。 ・地方創生関係交付金や企業版ふるさと納税制度等、関係制度の動向を注視し、必要に応じて第2期総合戦略の改訂を行う。
2	施設使用料の検証及び見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	・施設等使用料や各種手数料の適正化により歳入確保が図られ、みらい創生が進められている。	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	-	-	-	-	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うなどの準備を進めた。	・新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、適切な時期に取組が行えるよう、引き続き使用料の現状について情報収集を行うなどの準備を進める。
3	補助金の妥当性及び必要性の検証及び見直し	2-(5) 補助金の適正化	・補助金支出が適正に行われ、各種団体の事業が活気している状態を実現	・引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	・引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	・引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	-	-	-	-	・引き続き補助金の現状把握とともに、必要に応じて各所属における個別検証を行った。	・現在、新型コロナウイルス感染症の流行の収束が見通せない中、市として、国・府の支援策に加え、関連する補助金事業等を展開するなど、独自の支援策も打ち出して別の形で進めている状況である。しかし、収束を見据えて、適切な時期に取組が行えるよう、引き続き補助金の現状把握に努めるとともに、必要に応じて各所属における個別検証を行っていく。
4	市の交通施策の在り方検討	3-(2) 自動車運送事業の経営について	・バス事業における現状の課題を検証し、今後の経営形態の在り方について整理し、民営化に関して検討	・バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	・バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	・バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	・検討委員会の実施回数	0回 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、検討会開催を見送り	0回 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、検討会開催を見送り	未定	・バス事業の持続的な確保に向けて、令和3年度を始期とする「高槻市営バス経営戦略」に基づき各種取組を実施するとともに、不採算路線の在り方について検討している。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国的に地域公共交通の維持が課題となる中、本市バス事業の経営形態の在り方についても、慎重に検討する必要がある。	・令和3年度を始期とする「高槻市営バス経営戦略」に基づき取組を進めており、今後も経営の状況等を注視する。また、不採算路線の在り方について検討を進めるとともに、地域公共交通の在り方について、最適な交通手段の検討等に取り組む。
5	外郭団体の今後の方向性についての検討	3-(3) 外郭団体の経営について	・利用者サービス向上とともに経費を削減し、より効率的・効果的に外郭団体を経営	・外郭団体が実施する各事業や団体の在り方について引き続き検討を進めた。具体的には、外郭団体の統廃合に向け所管課と調整の上、進めた。	・外郭団体が実施する各事業や団体の在り方について引き続き検討を進めた。具体的には、外郭団体の統廃合に向け所管課と調整の上、進めた。	・外郭団体が実施する各事業について引き続き調査・研究等を進める。	-	-	-	-	・令和元年度に定めた方針に基づき、令和4年4月に文化振興事業団とみどりスポーツ振興事業団の統廃合を完了した。	・令和元年度に定めた方針に基づく取組は完了したが、引き続き、各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう、調査・研究等の取組を進める。
			・外郭団体が実施する各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進めた。	・外郭団体が実施する各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進めた。	・外郭団体が実施する各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進めた。	・外郭団体が実施する各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進めた。	-	-	-	-	・外国語教室、日本語教室などのグローバル教室交流プロジェクト事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止、及び事業の継続性を考慮して、オンラインを活用した効率的・効果的な実施に努めた。	・各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進める。
			・社会福祉協議会と社会福祉事業団が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を進めた。	・令和2年度の整理・検討を踏まえ、令和3年4月1日付けで、社会福祉事業団が実施する一部事業について、社会福祉協議会への事業統廃合・移管を完了した。今後、社会福祉事業団の解散に向けて引き続き調整を進める。	・社会福祉事業団の令和5年度末の団体解散に向けて引き続き調整を進める。	・清算法人のみどりスポーツ振興事業団と引き続き清算完了まで調整を進める。	-	-	-	-	・令和2年度の整理・検討を踏まえ、令和3年4月1日付けで、社会福祉事業団が実施する一部事業について、社会福祉協議会への事業統廃合・移管を実施したことにより、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備を目指す。社会福祉協議会の相談支援体制強化等につながった。	・社会福祉事業団の令和5年度末の団体解散に向けて、引き続き所要の調整を進める。
			・文化振興事業団とみどりスポーツ振興事業団については、各団体が実施する事業を整理するとともに、令和4年4月の統廃合に向けて調整を進めた。	・文化振興事業団及びみどりスポーツ振興事業団と調整し、各団体が実施する事業の整理を行った結果、みどりスポーツ振興事業団は令和4年3月をもって解散した。	・清算法人のみどりスポーツ振興事業団と引き続き清算完了まで調整を進める。	-	-	-	-	-	・令和元年度に定めた方針に基づき、令和4年4月の統廃合に向けた事業整理等の調整を進めることができた。	・令和4年8月17日、みどりスポーツ振興事業団の清算が完了した。
							(財政効果額)	0	約5,600,000円	約3,500,000円		
							(財政効果額)	-	-	8,966,510円		
6	公共施設等の最適化の推進	1-(3) 公有財産活用・処分の促進 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	・公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、計画に沿って適切に維持管理・更新を行い、施設等の有効活用を推進する。	・令和元年度の検討結果のもと、公共建築物に係る個別施設計画の策定した。	・公共建築物に係る個別施設計画の進捗管理を実施した。	・公共建築物に係る個別施設計画の進捗管理を実施する。	-	-	-	-	・施設所管課と情報共有を図り、「公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」の進捗管理を行うとともに、「個別施設計画」を踏まえて「公共施設等総合管理計画」について一部改訂を行った。さらに、公有財産の利活用に向けて取り組んだ。	・長期的な視点で計画的に公共建築物の更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び公共建築物最適化方針に基づいた具体的な対応方針である個別施設計画の進捗管理を行い、計画に基づく取組を推進する。
7	公有財産の貸付・売却等の促進	1-(3) 公有財産活用・処分の促進	・土地・建物の異動、使用状況、今後の計画などを踏まえ、具体的な売却に向けた検討を実施し、資産の活用、特に貸付けや売却などといった積極的な公有財産の活用・処分を実現	・新型コロナウイルスの経済影響を勘案しながら、具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・旧衛生事業所の売却 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・新型コロナウイルスの経済影響を勘案しながら、具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・新型コロナウイルスの経済影響を勘案しながら、具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・普通財産の処分件数・処分額 ・入札による飲料用自動販売機設置数・貸付額 ・未利用地の数・面積	処分件数:34件 処分額:163,725千円 件数:22施設29台 貸付額:5,489千円 20件、8,091.67㎡	処分件数:33件 処分額:60,691千円 件数:22施設27台 貸付額:5,616千円 16件、7,930.15㎡	未定 未定	・令和3年度については、33件の普通財産の処分を実施する等、積極的な公有財産の活用・処分を行った。	・未利用地の処分や活用については、個別の状況も踏まえた上、費用対効果を見込みながら、基本的には積極的な売却や貸付け、活用を図っていく。
							(財政効果額)	169,214,000円	66,307,000円	未定		
8	効率的・効果的な予算編成手法の検討	2-(3) 行政の生産性の向上	・既存事業の予算要求に際しては、全ての事業に対し、効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め抜本的な経費の見直しを実施し、効率的で効果的な手法による行政運営を推進	・引き続き、改革方針を踏まえた令和3年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定し、その範囲内で効率的・効果的な予算要求を行った。	・改革方針を踏まえた令和4年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定するなど、効率的・効果的な予算編成を行う。	・改革方針を踏まえた令和5年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定するなど、効率的・効果的な予算編成を行う。	・経常収支比率	101.0% (予算ベース)	98.9% (予算ベース)	100.6% (予算ベース)	・介護保険や後期高齢者医療への繰出金などが増加したことにより、経常収支比率が前年度を上回ることで前年度に引き続き、全事業ゼロベースでの見直しを行うなど、効率的で効果的な手法による予算編成を行う。	・改革方針を踏まえた予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定するなど、効率的・効果的な予算編成を行う。
9	情報システムの最適化・再構築に関する取組	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(3) 行政の生産性の向上	・庁内情報システムを全体最適化するとともにITガバナンスを強化することで、ICT関連の長期的な経常経費の抑制 ・クラウド化に適した庁内情報システムをクラウド(IaaS)に統合する事により、業務継続性を向上させ、併せて執務スペースを有効活用させる。	・Wシステムのサーバをクラウドに移行するとともにITガバナンスを強化することで、共通基盤の仕様策定 ・ホストコンピュータ上で稼働している健康管理システム(母子・予防接種)をクラウドで再構築 ・コンサルティング事業者を活用し、全庁的なITガバナンスの強化	・標準仕様システム及びガバメントクラウドの動向を考慮した今後の方針検討 ・共通基盤をクラウドで構築 ・国民健康保険システムをクラウドで再構築 ・コンサルティング事業者を活用し、全庁的なITガバナンスの強化	・標準仕様システム及びガバメントクラウドの動向を考慮した今後の方針検討 ・申請管理システム及び資産税課税台帳PDF管理システムをクラウドで構築 ・3システムのサーバをクラウドに移行 ・共通基盤システムの拡充 ・コンサルティング事業者を活用し、全庁的なITガバナンスの強化	・クラウドを利用してサーバを統合したシステムの数(累積)	20システム	22システム	29システム	・平成30年度から5か年計画で、クラウド化に適していると情報戦略室が判断したシステムの物理サーバを、順次クラウドに移行している。当初は、5年間で20システムのクラウド化を予定していたが、その後新規導入されたシステム等も含め、計画4年目の令和3年度で既に22システムの移行が完了しており、当初の計画以上にクラウド利用が進んでいる。また、国の自治体DX推進計画により、申請管理システム等、当初の計画にはない新たなクラウド利用も発生している。	・引続き計画どおりクラウド化を推進する。現在、国において全国の自治体が共通で利用する「ガバメントクラウド」の整備が進められている。また、国が標準仕様を策定する20の業務について、令和7年度末を期限として、標準仕様準拠したシステムへの移行が求められている。今後、これらの動向を注視し、本市にとって最適なクラウド、最適なシステムを選択し、ICT関連の長期的な経常経費の抑制に努める。
							(財政効果額)	14,076,818円	13,833,739円	5,320,212円		
10	民間活用による本庁舎設備の更新	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	・市庁舎については、本館は築51年、総合センターで築28年を経過しており、ともに空調等の設備更新時期が到来している。こうした中、設備更新に当たっては建物寿命に合致させた計画的な更新スケジュールとして実施するとともに、光熱水費を削減し長期的な機能維持を行う仕組みを構築する。	・総合センターESCO事業の契約締結及び空調設備や照明設備などの設計・施工 ・市役所本館ESCO事業公募型プロポーザル実施 ・最優秀提案者決定	・市役所本館ESCO事業の契約締結及び空調設備や照明設備などの設計・施工	・市役所本館ESCO事業の契約締結及び空調設備や照明設備などの設計・施工	-	-	-	-	・総合センターESCO事業については、令和3年度事業効果はCO2排出量が43%(581.6t-CO2)の削減、光熱水費が電力入札と併せ、48%(35,020千円)の削減となった。また、光熱水費削減効果のほかに、令和3年3月に経済産業省の補助金101,380千円を獲得した。	・市役所本館の空調設備等の改修についても、総合センター同様、ESCO事業にて「より効率的な機器導入」やこれを通じた「財政負担の軽減」「地球温暖化対策など環境面への配慮」に対応していく。
							(財政効果額)光熱水費削減(財政効果額)補助金	9,562,914円 101,380,167円	35,019,603円	未定 未定		
11	働き方改革による業務の効率化の推進	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	・働き方改革による業務の効率化を推進し、職員数や時間外勤務の削減と、人員体制を効率化	・若手管理職員を中心とした人事関連諸制度の見直しに係るPTを立ち上げ、人事関連諸制度の在り方や生産性向上につながる実効性のある取組を検討し、人事関連部局等に提案として取りまとめた。 ・業務の現状把握のため、全庁規模の統一的な業務量調査を実施し、業務量や人的コストを定量的に可視化した。	・部長代理級の職員で構成するみらい創生推進PTを中心として、SMARTワークプランの実効性強化に向けて業務改善に係る具体的な取組を検討・展開した。 ・令和2年度に実施した全庁業務量調査の結果を踏まえ、各業務の分析・改善策を検討した。	・みらい創生推進PTを中心として、SMARTワークプランの実効性強化に向けて業務改善に係る具体的な取組を検討・展開した。 ・音声文字起こしシステムを導入し、議事録作成に係る負担軽減を図る。 ・照会・回答事務について効率化を図るため、標準的な手順を全庁的に示して取り組んでいく。	・時間外勤務の総時間数 ・職員数(フルタイム)	(一般職)約283,300時間 2,471名	(一般職)約290,600時間 約115,800時間 2,446名	引き続き、業務の効率化を図り、時間外勤務時間数の削減に努める。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への対応により、保健所等一部の所属において、時間外勤務時間数が増加したものの、高槻市SMARTワークプランの取組等を通じて、業務の進め方の見直しなどに取り組んだことにより、その他の所属においては、時間外勤務時間数が前年と比較し、概ね減少又は横ばいとなる結果となった。	引き続き、業務の効率化への取組を促すとともに、所属長等へのヒアリング等を通して各所属の状況を把握し、適切な職員配置に努めていく。
							(財政効果額)	約48,000,000円	0円	0円		

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価・課題	今後の取組方針	
				令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	指標	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)			
12	人事給与制度の見直し	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 入件費の抑制	・現状の職制に応じた給与制度となるよう見直しを行う。また、人事諸制度の見直しを進めることで、職員の自発的な能力の発揮を促し、モチベーションの維持・向上に努める。	・新たな制度の検討を進め、条例改正案の市議会提出に向けて取り組んだ。	・給与制度の改正内容を踏まえ、人事諸制度の見直しを行った。	・給与制度の改正内容を踏まえ、人事諸制度の見直しを行う。	-	-	-	-	令和3年度に、勤務時間及び休暇制度の見直しを行った。	現在の勤務実態などを考慮し、職員がモチベーションの維持・向上を図れるような人事諸制度について見直しを進めていく。	
13	随意契約の現状把握と検証及び競争入札の拡大	2-(2) 契約の適正化	・随意契約はあくまでも例外的に許容されるものであることを踏まえ、地方自治法の定める要件を満たしているのか、あるいは、競争入札に移行すべきかを改めて検証し、適正な公共調達を行う。	・適正な事業の実施に向けて、全庁に取組が浸透するよう研修・相談等を通して周知を継続した。 ・競争入札については、対象案件の拡大を図っており、引き続き競争入札の拡大に向け委託業務の説明会を開催して周知を図った。	・適正な事業の実施に向けて、「契約事務が浸透するよう研修・相談等を通して周知を継続する。 ・競争入札については、引き続き競争入札の拡大に向け委託業務の説明会等を通して周知を図る。	・適正な事業の実施に向けて、全庁に取組が浸透するよう研修・相談等を通して周知を継続する。 ・競争入札については、引き続き競争入札の拡大に向け委託業務の説明会等を通して周知を図る。	一般競争入札の導入件数	34件	35件	未定	一般競争入札の導入件数は増加傾向にあるが、引き続き研修・相談等を通して周知を継続する必要がある。	引き続き競争入札の拡大に向け、様々な機会を通じ、全庁に周知を図る。	
14	課税対象の的確な把握と検証による税収の確保	1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分等の徹底、滞納欠損額の縮小	・生命保険会社等から個人に対し支払われた一時金や報酬等について、支払者より提出されている法定調書を取得・調査の上、住民税の賦課決定を行い、新規課税額の増加を推進。その上で、申告の義務違反に対する申告指導を実施し、未申告者の縮減に努める。 ・対象事業を営むもの、対象資産を有するものの申告は義務であり、正当な理由なく申告しないのは義務違反である。よって、税務職員が行うことは申告折衝ではなく、義務違反に対する申告指導である。というスタンスに立ち、未申告者縮減の取組を計画的に行い、新規課税額を増加。	・他市事例の調査、課題整理 ・調査体制の整備 ・対象件数、税額の積算 ・所管税務署との調整	・法定調書の入手 ・申告指導の実施 ・賦課決定	・法定調書の入手 ・申告指導の実施 ・賦課決定	個人住民税の未申告調査に基づく新規課税額	-	14,135千円	約10,000千円	初年度の取り組みにおいて、過去に遡及した案件も含めて実績を上げた一方、今後は未申告者把握に伴う課税件数・税額の減少が見込まれる。これは、未申告者への申告指導により、翌年以降は自主申告が推進されるためである。なお、縮減分は本来の課税件数・税額へ計上される。	取組内容を適正に推進するとともに、法定調書の更なる活用を検討する。	
							(財政効果額)	約4,690千円	-	14,135,000円	約10,000,000円		
							(財政効果額)	約4,690,000円	約52,500千円	約52,500,000円	(不測)	平成28年度から3か年で2億6,810万円の実績効果、5か年で3億6,880万円の実績効果も上げてきた結果、新たな未申告者把握に伴う課税件数・税額は減少しつつある。この取組において把握し指導した未申告者はその後は毎年度通常に申告提出する者となり、前年度実績を元に翌年度以降は自主申告が推進されることとなる。	取組内容の推進と強化 引き続き適正な申告に向けた取組を実施 既存申告内容の精査修正から増額更正につなげる取組を実施
15	債権管理体制の強化	1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分等の徹底、滞納欠損額の縮小	・債権管理業務について、各課における事務レベルの底上げを図りつつ、管理・執行体制の見直しを図ることで、債権管理を一層推進し滞納欠損額を縮減 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師による研修の実施	・債権管理の一層の適正化や滞納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務(財産調査や現地訪問等)を集約して実施 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師による研修の実施	・債権管理の一層の適正化や滞納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務(財産調査や現地訪問等)を集約して実施 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師による研修の実施	・債権管理の一層の適正化や滞納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務(財産調査や現地訪問等)を集約して実施 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師による研修の実施	税外債権の滞納欠損額	180,765,000円	302,453,000円	未定	評価については、債権所管課に対して、ヒアリングや研修等により指導・支援を行うことで、債権管理業務のスキルを向上させ、債権管理の効率化と適正化が図れた。また、市税の徴収ノウハウを活用して税外債権の徴収困難債権を徴収・整理することで、所管課では徴収困難であった滞納の解消が図れた。 ・課題については、引き続き債権所管課への支援や指導を行いながら、徴収困難な税外債権の徴収強化を図る必要がある。	債権所管課に対して、ヒアリングや研修等を通じて、所管課へ債権管理の適正化を推進させるとともに、より効果的な指導や支援を検証する。また、市税の徴収ノウハウを活用して、税外債権の徴収困難債権の移管を受け、法的措置を中心とした徴収強化を引続き実施する。	
16	滞納処分と公売の促進	1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分等の徹底、滞納欠損額の縮小	・不動産公売を実施することで市税債権の確保を図るとともに、その抑制効果により納付意識を高め、新たな滞納発生を防止	・不動産差押中の案件のうち、他に解決の見込みがないものについて不動産公売を軸に折衝を継続し自主納付により解決	・不動産差押中の案件のうち、他に解決の見込みがないものについては今後も不動産公売を軸に折衝を行い、解決に至らない場合は不動産公売を実施予定	・不動産差押中の案件のうち、他に解決の見込みがないものについては今後も不動産公売を軸に折衝を行い、解決に至らない場合は不動産公売を実施予定	不動産公売実施件数	0件	0件	2件	平成28年度に不動産公売に関する事務をマニュアル化し、不動産公売を実施。その後、マニュアルを活用し事務のノウハウ継承に努め、徴収業務の1つの手法として不動産公売が定着した。これにより不動産公売による直接的効果だけでなく、その抑制効果により納税意識を高め新たな滞納発生を防止している。	今後も継続して適宜不動産公売を実施していく。	
17	環境に配慮した公共施設における電力調達	2-(2) 契約の適正化	・環境に配慮した電力調達方針を作成し、同方針に則り、価格面だけでなく、環境負荷についても配慮した契約を行う。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、入札を実施した。 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究を行った。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、入札を実施した。 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究を行った。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、入札を実施した。 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究を行った。	環境に配慮した電力調達の施設数	100施設	101施設	101施設	平成30年度から開始した高圧受電設備導入施設の電力調達入札は対象施設を徐々に拡大し、価格面における効果だけでなく、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則ることで温室効果ガス排出量等に一定配慮した事業者選定ができていく。 ・令和4年度においては、燃料価格の急激な高騰等の世界情勢の変化により、電力の調達が困難な状況となっているため、今後は安定した電力調達を前提に価格面と環境負荷に配慮した契約を締結する必要がある。	高圧受電設備導入施設については、引き続き「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則った入札を実施するとともに、低圧受電施設についても、価格と環境負荷の両面で効果的な調達方法の研究を継続する。	
18	創エネ、省エネ機器の補助メニューの見直し	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(5) 補助金の適正化	・市内の創エネ・省エネ機器の普及促進を図り、市場における温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で30%削減を実現し、環境基本計画で掲げる望ましい環境像である「地球規模で考え、身近なことから行動するまち」を目指す。	・「エコハウス補助金」の補助要件を見直し、これに取り組んだ。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」に取り組んだ。 ・「集合住宅省エネルギー改修補助金」の補助制度を新設し、これに取り組んだ。	・「エコハウス補助金」の補助要件を見直し、これに取り組んだ。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」に取り組む。 ・「集合住宅省エネルギー改修補助金」に取り組む。	・「エコハウス補助金」に取り組む ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」に取り組む ・「集合住宅省エネルギー改修補助金」に取り組む	「エコハウス補助金」補助件数	316件	215件	230件	「エコハウス補助金」については、令和2年度の補助要件の見直しに伴い、交付機器の偏りが見られたため、令和3年度から補助機器の偏りを解消するための見直しを実施し、これに取り組んでいる。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」については、コンスタントに活用され市内事業場の省エネ化に一定の効果も挙げている。 ・「集合住宅省エネルギー補助金」については、令和2年度に新設し、令和2年度には1件補助金を交付したが、令和3年度は申請数が0件であったため、申請数が増加するよう周知を図っていく必要がある。	省エネ・創エネに係る補助金制度としては個人向け・事業者向け・集合住宅向けとメニューを揃え幅広く利用できる制度が整ったため、今後はこれらを運用しながら、適宜補助要件を見直すことにより、より高い効果を期待できる制度への転換を図る。	
19	がん対策事業の更なる充実	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・胃がん検診への胃内視鏡検査導入を自己負担額無料により行うことで、次世代を見据えた胃がん等の疾病対策を更に推進し、医療環境を向上させることで、健康寿命を延伸 ・本事業を始めとする各種健康施策を効果的にPRし、定住人口増加に寄与する。	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、平成30年7月から胃がん検診に胃内視鏡検査を導入するとともに、対象年齢を見直し、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、平成30年7月から胃がん検診に胃内視鏡検査を導入するとともに、対象年齢を見直し、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、平成30年7月から胃がん検診に胃内視鏡検査を導入するとともに、対象年齢を見直し、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施	がん検診受診率	肺がん検診 男6.6%、女12.8% 胃がん検診男5.5%、女7.6% 大腸がん検診男4.9%、女10.2% 子宮頸がん検診23.6%	肺がん検診 男7.0%、女14.0% 胃がん検診男5.6%、女7.7% 大腸がん検診男5.1%、女11.2% 子宮頸がん検診24.3%	新型コロナウイルス感染症の影響で低下していた受診率がやや増加する見込み	新型コロナウイルス感染症の影響で低下していた受診率がやや増加する見込み	新型コロナウイルス感染症の影響で低下していた受診率がやや増加する見込み	今後も感染予防対策を取りつつ受診動員に努める。また、精検未受診者への働きかけを積極的に進めていく。
20	健診体制の在り方検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	・各種検(健)診会場として利用される保健センターにおいて、受診者の利便性・安全性を確保した快適な受診環境を提供し、市民の健康増進に寄与する。	・課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討	・課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討、改修案に基づく設計	・改修工事の着工及び完了	-	-	-	-	令和4年度中の改修に向けて、関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討及び改修案に基づく設計を行った。	関係機関(庁内関係課含む)と調整し、改修工事の着工及び完了を目指す。	
21	児童保育事業の民間活用	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・学校内施設である公立児童保育室を維持しながら、多様な民間児童保育室を確保することで、待機児童の発生を抑制、過密状態の緩和を図り、増加、多様化する市民ニーズに対応できる状態とする。	・民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間児童保育室運営事業費の助成 ・民間児童保育室環境整備事業費の助成	・民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間児童保育室運営事業費の助成 ・民間児童保育室環境整備事業費の助成	・民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間児童保育室運営事業費の助成 ・民間児童保育室環境整備事業費の助成	民間児童保育室の開設数	6室	14室	20室	民間児童保育室環境整備事業費及び民間児童保育室運営事業費の助成の効果により、令和4年4月から新たに5室、9月から1室の民間児童保育室が新規開室し、待機児童の発生を抑制と過密状態の緩和が図られたと考えている。	引き続き民間事業者の活用を図るため、助成事業を継続する。	
22	より良い教育・保育環境の整備に向けた認定こども園配置計画の推進	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	・公立施設において増大する保育需要と、公立幼稚園の入園児の減少等のような課題のうち、早期に対応すべき課題の解決に向けて計画を策定し、より良い就学前の教育・保育環境を整備	・民間事業者との引継ぎの実施 ・五領認定こども園及び三箇牧認定こども園の運営開始	高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針に基づき令和3年7月に「第2次高槻市立認定こども園配置計画」(計画期間:令和3年度~7年度)を策定し、以下3つの取組項目に着手した。 ①富田幼稚園との統合整備による富田保育所の耐震化・民営認定こども園化 ②公立施設において、地域型保育事業所を卒園する3歳の優先的な受入れ ③認定こども園配置の基本的な考え方の検討	①富田認定こども園の運営主体となる社会福祉協議会に対し、新園舎の基本設計業務及び事務引継ぎのための事務職員の雇上げに対する補助を行う。また、令和5年度から認定こども園として運営を開始するため、富田幼稚園敷地内に仮園舎をリースにて設置する。 ②前年度に引き続き、公立施設において受入れ可能な3歳の枠を活用し、地域型保育事業所の卒園児を優先的に受け入れるとともに、地域型保育事業所を対象とする研修を実施し、保育の質の向上を図る。 ③教育・保育提供区域ごとに、核となる認定こども園を1か所設置するとともに、区域の特性等に応じて必要となる施設数の検討を行う。	市立就学前児童施設の数	29施設	28施設	28施設	「第2次高槻市立認定こども園配置計画」に示した3つの取組項目について計画期間での完了を目指し、着実に進めている。	引き続き計画を周知するとともに取組を進める。	
							(財政効果額)人住費・消費税率の減	93,675,000円	93,675,000円	93,675,000円			
							(財政効果額)土地売却収入	762,476,000円	-	-			

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価・課題	今後の取組方針
				令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	指標	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)		
23	企業主導型保育事業の活用	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・今後も保育需要の増加が見込まれる中で、本事業における地域枠等を活用し、歳出の抑制を図りながら、利用保留児童の解消に努める。	・事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育の実施、並びに小規模保育事業所の連携施設としての活用促進	・事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育の実施、並びに小規模保育事業所の連携施設としての活用促進、並びに認可保育施設従事者(従事予定者)の児童の受入れ促進。	・事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育の実施、小規模保育事業所の連携施設としての活用促進、並びに認可保育施設従事者(従事予定者)の児童の受入れ促進、及び相談窓口での案内促進。	・市と協定を締結した事業実施施設数	3か所	3か所	3か所	・定員枠にして77枠の児童受入枠(病児3名・病後児1名の保育受入枠含む)を確保し、利用保留児童の受入れ及び病児・病後児保育事業の実施が行われた。また、小規模保育事業所との連携について、6枠の小規模優先枠を確保し、加えて合同保育・合同研修の実施、代替保育の提供等も行われている。	・取組を継続するとともに、認可保育施設従事者(従事予定者)の児童について、各企業主導型施設において優先的な受入れが可能であるとの周知を行い、利用保留児童受入数の増加を図る。
24	高槻インターチェンジや幹線道路整備に伴う新市街地の形成	1-(4) 新たな財源の創出	・将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、土地区画整理事業等の面的整備により、多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地を形成する。	(成合南地区)土地区画整理組合の工事、まちづくり組織のエリアマネジメント支援等(前島地区)土地活用検討、地元まちづくり活動支援	(成合南地区)土地区画整理組合の工事、技術的支援等(前島地区)土地活用検討、地元まちづくり活動支援	(成合南地区)土地区画整理組合の工事、技術的支援等(前島地区)土地活用検討、地元まちづくり活動支援	・都市計画で指定した面積	-	-	-	(成合南地区)令和3年度は、成合南土地区画整理組合において、宅地造成等の工事を進められ、本市においては引き続き各種公共施設等の整備に必要な各種支援を行い、事業が適切に進行できた。(前島地区)令和3年度は、引き続き地域の代表者からなる「前島街づくり推進協議会」と道路整備を契機とした今後のまちづくりについて意見交換を行い、今後必要とされる支援について確認できた。	・成合南地区では、新たな産業立地など、地区特性に応じた土地利用の早期実現及び事業の取組に向け、土地区画整理組合に対し各種公共施設等の整備や組合解散に向けた技術的支援を行う。 ・前島地区では、広域交流拠点にかかわり土地利用の実現を見据え、地域住民等とともに計画的なまちづくりに取り組む。
		1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・当該地域が高槻インターチェンジや高槻東道路の開通等により交通利便性が高まっており、この地域特性をいかしたまちづくりを進めることが重要であること、また、JR東海道線の中で最も駅間が長い区間の中央部に当該地域が位置していることなどから、新駅設置と新たな市街地形成について、鉄道事業者と検討を行い、将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、住宅を始め多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地を形成する。	・新駅、新たな土地利用の検討(地元まちづくり活動支援、歩行者通路の検討) ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・新駅、新たな土地利用の検討 ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・新駅、新たな土地利用の検討 ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・市地区画整理事業の進捗率(成合南地区)	66%	90%	97%	・令和3年度は、地域住民等とのまちづくりをテーマとした意見交換会や勉強会の開催等、地域が主体となったまちづくりの取組を支援し、今後必要とされる支援について確認できた。	・新駅整備については、引き続き、鉄道事業者と検討を行うとともに、新市街地の形成については、鉄道事業者の経営回復の状況等を踏まえ、地域が主体となったまちづくりの取組を支援する。
25	新駅整備・新市街地の形成による市税収入の増加	1-(4) 新たな財源の創出	・当該地域が高槻インターチェンジや高槻東道路の開通等により交通利便性が高まっており、この地域特性をいかしたまちづくりを進めることが重要であること、また、JR東海道線の中で最も駅間が長い区間の中央部に当該地域が位置していることなどから、新駅設置と新たな市街地形成について、鉄道事業者と検討を行い、将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、住宅を始め多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地を形成する。	・新駅、新たな土地利用の検討(地元まちづくり活動支援、歩行者通路の検討) ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・新駅、新たな土地利用の検討 ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・新駅、新たな土地利用の検討 ・鉄道事業者等との勉強会の開催	-	-	-	-	・令和3年度は、地域住民等とのまちづくりをテーマとした意見交換会や勉強会の開催等、地域が主体となったまちづくりの取組を支援し、今後必要とされる支援について確認できた。	・新駅整備については、引き続き、鉄道事業者と検討を行うとともに、新市街地の形成については、鉄道事業者の経営回復の状況等を踏まえ、地域が主体となったまちづくりの取組を支援する。
		1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的性の推進)	・老朽化が著しくかつ耐震性に課題のある市営高齢者住宅の建替事業を推進し、良好なセーフティネット住宅を供給する。 ・実施にあたっては、民間のノウハウ、技術力、資金力を活用したPFI事業手法を検討し、地域の活性化にもつながる建て替えを目指す。	・PFI法に基づく手続の実施(定期的・定性的評価の実施、特定事業選定の公表及びPFI事業者の選定)	・PFI事業契約に基づく建替事業の推進(設計及び1工区建設工事等)	・PFI事業契約に基づく建替事業の推進(1工区建設工事等)	-	-	-	-	・富寿栄住宅建替事業について、PFI事業者による設計及び工事等に着手した。これらに対しPFI事業契約に従い、モニタリングを行ったところ、適正に実施されており、効率的かつ効果的に事業が進められていることを確認した。 ・課題としては、入居者に丁寧な移転等の説明を行うとともに近隣住民などの意見等にも適切に対応し、ご理解・ご協力が得られるように努め、円滑な進捗を図る必要がある。
26	耐震改修事業の推進(子育て世帯への上乗せ補助)	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	耐震改修事業を推進するため、住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を行うことにより、建て替えを促進し、住宅流通による子育て世帯の定住人口の増加を実現する。	・住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を継続することにより、補助制度の利用者を増やし、住宅流通による子育て世帯の定住人口を促進。	・住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を継続することにより、補助制度の利用者を増やし、住宅流通による子育て世帯の定住人口を促進。	・住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を継続することにより、補助制度の利用者を増やし、住宅流通による子育て世帯の定住人口を促進。	・除却補助件数	54件	59件	70件	・旧耐震基準で建てられた戸建て住宅は築後約40年以上経過していることから、耐震改修より建て替えが行われることが多く、木造住宅除却補助への需要が高まっている。建て替えにより、住宅流通が促進されるとともに、子育て世帯の定住人口の促進に寄与しているものと考えている。	・住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を継続を行う。
27	市営住宅建替事業へのPFI制度導入	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的性の推進)	・老朽化が著しくかつ耐震性に課題のある市営高齢者住宅の建替事業を推進し、良好なセーフティネット住宅を供給する。 ・実施にあたっては、民間のノウハウ、技術力、資金力を活用したPFI事業手法を検討し、地域の活性化にもつながる建て替えを目指す。	・PFI法に基づく手続の実施(定期的・定性的評価の実施、特定事業選定の公表及びPFI事業者の選定)	・PFI事業契約に基づく建替事業の推進(設計及び1工区建設工事等)	・PFI事業契約に基づく建替事業の推進(1工区建設工事等)	-	-	-	-	・富寿栄住宅建替事業について、PFI事業者による設計及び工事等に着手した。これらに対しPFI事業契約に従い、モニタリングを行ったところ、適正に実施されており、効率的かつ効果的に事業が進められていることを確認した。 ・課題としては、入居者に丁寧な移転等の説明を行うとともに近隣住民などの意見等にも適切に対応し、ご理解・ご協力が得られるように努め、円滑な進捗を図る必要がある。	・締結したPFI事業契約に基づき、建替事業を実施していく。
		1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・空家所有者等が自らの責任で適切な管理を行っていくような環境づくりに努めるとともに、空家を貴重な資源と捉え、専門的知識や経験を有する団体等と連携を図り、空家の活用や流通を促進していく。 ・管理不全の空家は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を惹起し、地域コミュニティの衰退にもつながるため、これらの空家に関しては、所有者等に対して、適切な管理を行うよう指導等を行い空家の解消を図る。	・空家等対策計画に基づく施策の推進・検討 ・特定空家等の指定、所有者に対する指導及び略式代執行 ・空家相談員制度の開始 ・NPO法人による空家見守り業務の実施体制の構築 ・空家所有者等に対する啓発(個別通知やセミナーの開催)など	・空家等対策計画に基づく施策の推進・検討 ・特定空家等の所有者に対する指導及び略式代執行 ・空家見守り業務におけるふるさと寄附金の返礼品の登録 ・空家所有者等に対する啓発(個別通知やセミナーの開催)など	・空家等対策計画に基づく施策の推進・検討 ・特定空家等の所有者に対する指導及び略式代執行 ・空家所有者等に対する啓発(個別通知やセミナーの開催)など	・市民等から通報のあった管理不全の空家に対し、所有者等へ指導したことによる改善件数	87件	59件	40件	・管理不全の空家対策については、所有者等に対して粘り強く改善指導を行ったことにより、令和2～3年度で146件の改善を図ることができたが、未だ改善されていない空家も存在している。	・今後も引き続き、関係機関と連携しながら本市の実情に即した空家対策に計画的に取り組む。
28	空家対策の推進	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・市で管理する街路灯のLED化を推進することで、光熱費(電気代)等の維持管理費の削減	・電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化(平成30年度～令和3年度までの4か年計画)	・電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化の完了(平成30年度～令和3年度までの4か年計画)	・水銀灯をはじめとするLED化未実施の街路灯(約600灯)の効率的な更新手法の検討及びLED化(令和4年度～令和5年度までの2年度)	・市管理街路灯のLED化率	84.5%	94.8%	95.9%	・平成26年度から大型街路灯(道路照明灯)、平成28年度から中型街路灯、平成30年度からの小型街路灯とリース契約によるLED化を当初の計画とおり取り組むことで、光熱費(電気代)をはじめとした維持管理費の削減をすることができ、一定の効果があつたと評価する。	・令和7年度までに、水銀灯をはじめとするLED化未実施の街路灯の改修に取り組む。また、令和6年度から順次、リース契約の更新を迎えるLED照明灯について更新手法の検討を行うとともに、あわせて市管理街路灯の管理手法の検討を行う。
		1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・市で管理する街路灯のLED化を推進することで、光熱費(電気代)等の維持管理費の削減	・電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化(平成30年度～令和3年度までの4か年計画)	・電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化の完了(平成30年度～令和3年度までの4か年計画)	・水銀灯をはじめとするLED化未実施の街路灯(約600灯)の効率的な更新手法の検討及びLED化(令和4年度～令和5年度までの2年度)	・市管理街路灯のLED化率	84.5%	94.8%	95.9%	・平成26年度から大型街路灯(道路照明灯)、平成28年度から中型街路灯、平成30年度からの小型街路灯とリース契約によるLED化を当初の計画とおり取り組むことで、光熱費(電気代)をはじめとした維持管理費の削減をすることができ、一定の効果があつたと評価する。	・令和7年度までに、水銀灯をはじめとするLED化未実施の街路灯の改修に取り組む。また、令和6年度から順次、リース契約の更新を迎えるLED照明灯について更新手法の検討を行うとともに、あわせて市管理街路灯の管理手法の検討を行う。
29	市管理街路灯の全灯LED化の推進	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・市で管理する街路灯のLED化を推進することで、光熱費(電気代)等の維持管理費の削減	・電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化(平成30年度～令和3年度までの4か年計画)	・電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化の完了(平成30年度～令和3年度までの4か年計画)	・水銀灯をはじめとするLED化未実施の街路灯(約600灯)の効率的な更新手法の検討及びLED化(令和4年度～令和5年度までの2年度)	・市管理街路灯のLED化率	84.5%	94.8%	95.9%	・平成26年度から大型街路灯(道路照明灯)、平成28年度から中型街路灯、平成30年度からの小型街路灯とリース契約によるLED化を当初の計画とおり取り組むことで、光熱費(電気代)をはじめとした維持管理費の削減をすることができ、一定の効果があつたと評価する。	・令和7年度までに、水銀灯をはじめとするLED化未実施の街路灯の改修に取り組む。また、令和6年度から順次、リース契約の更新を迎えるLED照明灯について更新手法の検討を行うとともに、あわせて市管理街路灯の管理手法の検討を行う。
		1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・市で管理する街路灯のLED化を推進することで、光熱費(電気代)等の維持管理費の削減	・電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化(平成30年度～令和3年度までの4か年計画)	・電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化の完了(平成30年度～令和3年度までの4か年計画)	・水銀灯をはじめとするLED化未実施の街路灯(約600灯)の効率的な更新手法の検討及びLED化(令和4年度～令和5年度までの2年度)	・市管理街路灯のLED化率	84.5%	94.8%	95.9%	・平成26年度から大型街路灯(道路照明灯)、平成28年度から中型街路灯、平成30年度からの小型街路灯とリース契約によるLED化を当初の計画とおり取り組むことで、光熱費(電気代)をはじめとした維持管理費の削減をすることができ、一定の効果があつたと評価する。	・令和7年度までに、水銀灯をはじめとするLED化未実施の街路灯の改修に取り組む。また、令和6年度から順次、リース契約の更新を迎えるLED照明灯について更新手法の検討を行うとともに、あわせて市管理街路灯の管理手法の検討を行う。
30	市営駐車場の統廃合の検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・駐車場については、近年は民間でも同種のサービスが提供されていることから、民間による経営が可能な場合には市営駐車場としては廃止し、民間へ貸付けや売却を行う。	・高槻島本夜間休日応急診療所の移転等に伴う併設駐車場の廃止及び解体工事 ・高槻駅南立体駐車場の在り方検討 ・令和3年度からの指定管理者の選定	・併設駐車場の解体工事及び健康福祉部への所管換え ・高槻駅南立体駐車場の在り方検討 ・新指定管理者による管理運営の開始 ・一般会計への移行手続き	・高槻駅南立体駐車場を含む3駐車場の在り方検討 ・一般会計への移行が完了	・市営駐車場の数	4箇所	3箇所	3箇所	・併設駐車場については、令和3年度中に解体及び健康福祉部への所管換えが完了した。また、施設の老朽化が進んでいる高槻駅南立体駐車場については、引き続き利用状況を注視しながら在り方検討を行う。	・高槻駅南立体駐車場については、適正な受益者負担や施設廃止などの在り方を継続して検討し、早期に最終的な在り方を決定する。また、高槻駅北地下駐車場については、市が管理する必要性は高くなく、民間への貸付け等の検討を進めていくことにも、残る桃園町駐車場についても、市役所庁舎を管理する部門(総務部)への所管換えを行うなど、周辺状況を踏まえ、駐車場事業の廃止を視野に検討を進めていく。
		2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的性の推進)	・雨水貯留・水源涵養・景観形成など、農業の有する多面的機能を適切に発揮させるための一策として、今日的な農業課題の解消を促すための基盤整備を補助する。(施策目標を明確に意識した補助制度への転換)	・引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図った。	・引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図った。	・引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図った。	・同補助事業の実施に伴う予算額 ①2,160万円 ②500万円 ③150万円+防止柵補修資材10万円	①2,160万円 ②500万円 ③150万円+防止柵補修資材10万円	①2,160万円 ②500万円 ③150万円+防止柵補修資材10万円	・農業者のニーズを踏まえ、①③については、施策目標に沿った適正な補助金執行ができているものと考えている。 ②については、国の動向、地域の現状及び農業者からの要望を踏まえ、平成30年度から新たな補助メニューとして追加しているが、執行率が低い状況にあり、検討が必要である。	・様々な機会を通じて、補助事業の制度周知を行い、引き続き、適切かつ効果的な事業実施に繋げるとともに、②については、農業者へのヒアリング等を通じて、制度の在り方も含め、必要な検討を行っている。	
31	水洗化率の向上による下水道事業の経営効率化	3-(1) 水道事業の経営について	・水洗化率を向上させることで、安心・安全で快適なまちづくりの実現に寄与するとともに、適正な収入の確保を目指すことで、公営企業として自立し、効率的で効果的な下水道事業の経営を行う。	・前年度に引続き、戸別訪問を実施し、未接続理由の調査と早期の接続依頼をした。	・引き続き未接続家屋の戸別訪問を実施し、戸別訪問による未接続理由の調査と早期の接続依頼を完了した。 ・未接続理由の回答がない家屋の一部に対して、依頼文を投函した。	・戸別訪問したものの、未接続理由の回答がない家屋に対して、依頼文を投函する。	・水洗化及び下水道使用料徴収件数	260件	168件	60件	・水洗化率の向上による下水道使用料収入が増収となり、着実な下水道事業経営の安定と生活環境の改善や公共用水域の水質改善など公衆衛生の向上に寄与している。	・戸別訪問の実施によっても未接続理由の回答がない家屋に対して、依頼文を投函することで、未接続理由の回答を得るとともに下水道接続へのお願いを実施する。
		1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・水洗化率を向上させることで、安心・安全で快適なまちづくりの実現に寄与するとともに、適正な収入の確保を目指すことで、公営企業として自立し、効率的で効果的な下水道事業の経営を行う。	・前年度に引続き、戸別訪問を実施し、未接続理由の調査と早期の接続依頼をした。	・引き続き未接続家屋の戸別訪問を実施し、戸別訪問による未接続理由の調査と早期の接続依頼を完了した。 ・未接続理由の回答がない家屋の一部に対して、依頼文を投函した。	・戸別訪問したものの、未接続理由の回答がない家屋に対して、依頼文を投函する。	・水洗化及び下水道使用料徴収件数	260件	168件	60件	・水洗化率の向上による下水道使用料収入が増収となり、着実な下水道事業経営の安定と生活環境の改善や公共用水域の水質改善など公衆衛生の向上に寄与している。	・戸別訪問の実施によっても未接続理由の回答がない家屋に対して、依頼文を投函することで、未接続理由の回答を得るとともに下水道接続へのお願いを実施する。
32	農林業の補助事業の適正化の検討	2-(5) 補助金の適正化	・雨水貯留・水源涵養・景観形成など、農業の有する多面的機能を適切に発揮させるための一策として、今日的な農業課題の解消を促すための基盤整備を補助する。(施策目標を明確に意識した補助制度への転換)	・引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図った。	・引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図った。	・引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図った。	・同補助事業の実施に伴う予算額 ①2,160万円 ②500万円 ③150万円+防止柵補修資材10万円	①2,160万円 ②500万円 ③150万円+防止柵補修資材10万円	①2,160万円 ②500万円 ③150万円+防止柵補修資材10万円	・農業者のニーズを踏まえ、①③については、施策目標に沿った適正な補助金執行ができているものと考えている。 ②については、国の動向、地域の現状及び農業者からの要望を踏まえ、平成30年度から新たな補助メニューとして追加しているが、執行率が低い状況にあり、検討が必要である。	・様々な機会を通じて、補助事業の制度周知を行い、引き続き、適切かつ効果的な事業実施に繋げるとともに、②については、農業者へのヒアリング等を通じて、制度の在り方も含め、必要な検討を行っている。	
		1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながるから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・設備更新支援の実施件数	7件	2件	1件	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は前年に比べ和らいだものの、「ものづくり補助金」の制度内容の見直しによる採択率の低下に伴い、前年度の実績件数を下回る形となった。企業支援業務の委託先であり市と連携するビジネスコーディネーターによる情報提供によると、「ものづくり補助金」の制度利用の際の報告書作成等に後ろ向きな企業も増えているという。市内企業の設備投資情報を細かく把握することで、設備更新支援の機会を増やす必要がある。	・業務委託先のビジネスコーディネーターと共に、現在の丁寧かつ緊密な企業との情報交換を継続し、市内企業の設備投資状況やニーズに応じた的確な情報提供を行う。
33	市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新支援	1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながるから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・設備更新支援の実施件数	7件	2件	1件	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は前年に比べ和らいだものの、「ものづくり補助金」の制度内容の見直しによる採択率の低下に伴い、前年度の実績件数を下回る形となった。企業支援業務の委託先であり市と連携するビジネスコーディネーターによる情報提供によると、「ものづくり補助金」の制度利用の際の報告書作成等に後ろ向きな企業も増えているという。市内企業の設備投資情報を細かく把握することで、設備更新支援の機会を増やす必要がある。	・業務委託先のビジネスコーディネーターと共に、現在の丁寧かつ緊密な企業との情報交換を継続し、市内企業の設備投資状況やニーズに応じた的確な情報提供を行う。
		1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながるから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・設備更新支援の実施件数	7件	2件	1件	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は前年に比べ和らいだものの、「ものづくり補助金」の制度内容の見直しによる採択率の低下に伴い、前年度の実績件数を下回る形となった。企業支援業務の委託先であり市と連携するビジネスコーディネーターによる情報提供によると、「ものづくり補助金」の制度利用の際の報告書作成等に後ろ向きな企業も増えているという。市内企業の設備投資情報を細かく把握することで、設備更新支援の機会を増やす必要がある。	・業務委託先のビジネスコーディネーターと共に、現在の丁寧かつ緊密な企業との情報交換を継続し、市内企業の設備投資状況やニーズに応じた的確な情報提供を行う。
34	中小企業の生産性向上支援事業	1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながるから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・設備更新支援の実施件数	7件	2件	1件	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は前年に比べ和らいだものの、「ものづくり補助金」の制度内容の見直しによる採択率の低下に伴い、前年度の実績件数を下回る形となった。企業支援業務の委託先であり市と連携するビジネスコーディネーターによる情報提供によると、「ものづくり補助金」の制度利用の際の報告書作成等に後ろ向きな企業も増えているという。市内企業の設備投資情報を細かく把握することで、設備更新支援の機会を増やす必要がある。	・業務委託先のビジネスコーディネーターと共に、現在の丁寧かつ緊密な企業との情報交換を継続し、市内企業の設備投資状況やニーズに応じた的確な情報提供を行う。
		1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながるから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・設備更新支援の実施件数	7件	2件	1件	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は前年に比べ和らいだものの、「ものづくり補助金」の制度内容の見直しによる採択率の低下に伴い、前年度の実績件数を下回る形となった。企業支援業務の委託先であり市と連携するビジネスコーディネーターによる情報提供によると、「ものづくり補助金」の制度利用の際の報告書作成等に後ろ向きな企業も増えているという。市内企業の設備投資情報を細かく把握することで、設備更新支援の機会を増やす必要がある。	・業務委託先のビジネスコーディネーターと共に、現在の丁寧かつ緊密な企業との情報交換を継続し、市内企業の設備投資状況やニーズに応じた的確な情報提供を行う。
34	中小企業の生産性向上支援事業	1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながるから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・設備更新支援の実施件数	7件	2件	1件	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は前年に比べ和らいだものの、「ものづくり補助金」の制度内容の見直しによる採択率の低下に伴い、前年度の実績件数を下回る形となった。企業支援業務の委託先であり市と連携するビジネスコーディネーターによる情報提供によると、「ものづくり補助金」の制度利用の際の報告書作成等に後ろ向きな企業も増えているという。市内企業の設備投資情報を細かく把握することで、設備更新支援の機会を増やす必要がある。	・業務委託先のビジネスコーディネーターと共に、現在の丁寧かつ緊密な企業との情報交換を継続し、市内企業の設備投資状況やニーズに応じた的確な情報提供を行う。
		1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながるから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・設備更新支援の実施件数	7件	2件	1件	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は前年に比べ和らいだものの、「ものづくり補助金」の制度内容の見直しによる採択率の低下に伴い、前年度の実績件数を下回る形となった。企業支援業務の委託先であり市と連携するビジネスコーディネーターによる情報提供によると、「ものづくり補助金」の制度利用の際の報告書作成等に後ろ向きな企業も増えているという。市内企業の設備投資情報を細かく把握することで、設備更新支援の機会を増やす必要がある。	・業務委託先のビジネスコーディネーターと共に、現在の丁寧かつ緊密な企業との情報交換を継続し、市内企業の設備投資状況やニーズに応じた的確な情報提供を行う。

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価・課題	今後の取組方針
				令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	指標	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)		
35	会議施設等を備えたホテル誘致	1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組	・芥川町ホテル事業貸付地(元芥川出張所用地及び旧高槻駅北自転車駐車場跡地)に会議施設等を備えたホテルを誘致することで、市民及び本市を訪れる者の利便を図るとともに、中心市街地の回遊性を向上させ、まちのにぎわいの創出及び都市機能を充実し、本市の経済を活性化させる。	・令和2年8月1日に「ホテルアバスタグランデ高槻」が開業。	・ホテル事業者がホテルの積極的な活用を目指し、各方面との関係構築に努めた。	・ホテル事業者がホテルの積極的な活用を目指し、各方面との関係構築に努めた。	—	—	—	—	・ホテルアバスタグランデ高槻については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により宿泊需要への影響は深刻であるが、デユースプランの導入やコワーキングスペースの設置など、新たな利用プランに知恵を絞り新規顧客の開拓に注力している。	・施設の積極的な活用を目指し、各方面との関係構築に努める。
							(財政効果額)	25,920,000円	31,699,200円	31,699,200円		
36	新文化施設整備に向けた取組	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等) 1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・歳入確保の観点から、国補助金の獲得を中心に、寄附・寄贈の獲得・施設使用料の改定のほか、新たな財源としてネーミングライツの導入等を検討することで、地域のにぎわいの創出に貢献するとともに、財源確保に取り組む。 ・外部団体の経営の観点から、文化振興事業団の在り方を含めた整理を行うとともに、指定管理者制度においては利用料金制を導入するなど経営効率を向上させることで、市の財政負担の軽減と適正な受益者負担の徹底に努める。	・施設の設定条例を制定し、施設使用料の適正な設定を行った。 ・指定管理者として文化振興事業団を選定した。 ・企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集を継続して行った。	・劇場の公式ロゴを募集し、決定した。 ・開館に向けてプレイベントの企画に着手した。 ・企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集を継続して行った。	・劇場内カフェの運営事業者を選定する。 ・各種備品を発注する。 ・開館記念プレイベントを開催する。 ・企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集を継続して行う。 ・高槻城公園芸術文化劇場を開館する。	・寄附件数 65件	106件	未定	・予定通り進捗している。	・目指す姿の実現に向けて、引き続き整備に取り組む。	
							(財政効果額)寄附金額	12,115,300円	14,165,555円	—		
							(財政効果額)国補助金	1,560,316,000円	914,890,000円	450,000,000円		
37	民間事業者による収益施設の設置	1-(4) 新たな財源の創出 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・安満遺跡公園が運営する収益施設を安満遺跡公園内に設けることで、使用料収入に伴う維持管理費の縮減や、公園の魅力向上を図る。	・令和3年3月の全面開園に伴い、二次開園エリアにおいて、「スターバックコーヒー」、「Camp Gear & Café BASE」、「GRASS DOG & CAT」、「レストランファーマーズクラブ」の店舗営業を開始した。	・民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努めた。	・民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努めた。	・決定した出店者数(累積) 6店舗	6店舗	6店舗	・使用料収入に伴う維持管理費の縮減や、公園の魅力向上に寄与した。	・民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努める。	
							(財政効果額)	18,769,925円	24,797,075円	24,815,520円		
38	公園施設へのネーミングライツや企業広告等の導入	1-(4) 新たな財源の創出	・安満遺跡公園を始めとして、ネーミングライツや案内板等への企業広告、デジタルサイネージなどを導入し、公園運営のための財源を確保 ・市民や企業からベンチや植樹の寄附を募り、同公園に対して愛着を持ってもらう	・安満遺跡公園において、ベンチの寄附を募集した。 ・城跡公園再整備事業における寄附金を検討した。	・高槻城公園再整備事業において、中央エリアへの総合案内版の寄贈受入を調整した。	・高槻城公園再整備事業において、中央エリアに寄贈による総合案内版を設置する。	・ネーミングライツ事業者数 4者	4者	4者	・安満遺跡公園においては、ネーミングライツ収入の増により維持管理経費の縮減に寄与した。	・公園経営の視点も持ちながら、「市民とともに育てつづける」公園づくりに取り組む。	
							(財政効果額)ベンチ寄附件数(新規)	29件	—	—		
							(財政効果額)ネーミングライツ(財政効果額)寄附金額	1,637,000円	3,620,000円	—		
							(財政効果額)寄附金額	3,800,000円	—	—		
39	安満遺跡公園を活用したにぎわいの創出	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・ポテンシャルの高い立地特性をいかし、市民・企業等による多彩なイベントや活動等が行われることで、市内はもとより市外からも多くの来園者が訪れ、にぎわいが創出され交流人口が増加	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進した。	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進した。	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進する。	・安満遺跡公園におけるイベントの実施数 86回	155回	未定	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進することで、市内外から多数の来園者が訪れているが、新型コロナウイルスの影響により十分に開催できていない。	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進する。	
40	学校校務員体制の見直し	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	・学校校務員の役割を整理し業者発注との関係を明確化することで、人員配置の見直しと外部委託を適切に推進し、学校の修繕に係るトータルコストを削減	・令和元年度に試行を実施した4小学校(2中学校区)に加えて、新たに8小学校(4中学校区)について校務員配置1名化を行った。	・8小学校(4中学校区)について校務員配置1名化を行った。	・新たに8小学校(4中学校区)について校務員配置1名化を行う。	・学校校務員の職員数(会計年度任用職員含む) 106名	98名	90名	・令和3年度においては小学校20校、中学校10校において体制の見直しを行った。また、作業の効率化や省力化の為、対象校へ備品や消耗品の配布を行う等、計画通りに取組を進めている。	・令和4年度には小学校28校(14中学校区)において体制の見直しを行い、令和3年度に実施した省力化等の取組をさらに進めていくとともに、令和6年度の制度完成に向け、引き続き段階的に小学校校務員の1名配置化を進める。	
							(財政効果額)	20,201,100円	33,189,740円	45,572,650円		
41	施設一体型小中一貫教育学校の整備に向けた取組について	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・小中一貫教育学校検討委員会の答申を受け、従来実施していた連携型小中一貫教育の成果を更に高め、学校教育のより一層の充実・発展を図るとともに、将来的な公共施設の在り方も考慮して複合・多機能化した施設とすることで、魅力あるまちづくりの推進につなげる。	・富田地区公共施設再構築事業と連携し、「富田地区まちづくり基本構想」の策定に向け、施設一体型小中一貫校の整備に関する検討を行った。	・令和2年度から検討を進めてきた「富田地区まちづくり基本構想」における第四中学校区への施設一体型小中一貫校の設置については、同構想から切り離れた上で、慎重に検討を進めていく。	・義務教育9年間を見通した、より質の高い教育を目指し、施設一体型小中一貫校の設置に関する検討を進めていく。	—	—	—	・第四中学校区における施設一体型小中一貫校の設置に係る基本構想を令和3年度中に策定すべく検討を進めてきたが、通学路をはじめとする様々な課題について意見や要望等があったことから、今一度立ち止まって、十分な時間をかけ慎重に検討を行うこととした。	・施設一体型小中一貫校の設置については、「第2期高槻市教育振興基本計画」における重点取組の一つとして位置付けられており、これまで取り組んできた連携型小中一貫教育の効果を更に高めるため、今後も慎重に検討し、推進していく。	
42	学校給食の効率的な運営手法の検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	安心・安全でおいしい給食を今後も提供するために、将来の児童生徒数の減少や学校の統廃合、学校数地内の幼稚園の状況など、アセットマネジメントの視点も踏まえながら、親子調理方式を拡大することで、効率的・効果的に将来にわたって持続可能な学校給食を運営していく。	・建築物基礎調査結果や今後の児童生徒数の推移などをともに学校給食の運営手法を検討した。 ・新たに認定こども園の給食を小学校給食から提供した。(1園)	・今後の児童生徒数の推移や、小中一貫校の設置も視野に入れながら、合理的に給食を継続していくため、老朽化等の整備計画を検討し、関係課と共有した。	・合理的観点から親子調理方式を拡大していくことを前提に、現状の老朽化度合いを見極め、親校子の組み合わせ等の具体的な検討・調査を行い、課題の整理を進めていく。	—	—	—	・令和元年度には、大阪北部地震の影響による小学校1校の給食室閉鎖に伴う親子調理方式の追加を行い、令和2年度には、新たに認定こども園への給食提供を開始するなど、効率的かつ合理的な給食提供の視点で運用ができていたものと考えている。また、令和3年度には、老朽化する給食棟の整備計画についても検討し、合理的観点から今後の方向性(親子調理方式の拡大)に対する具体的な考えを関係課と共有した。	・効率的かつ合理的に学校給食を継続していくため、新しい親子調理方式を構築し、老朽化と狭小な課題となっている給食棟の廃止(子校化)や、単独調理校を親校にするための改修等の具体的な検討・調査を進めていく。	
43	まちごと図書館事業の推進	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・身近な公共施設である公民館等において、予約した本の貸出し・返却等を行う、まちごと図書館事業を円滑に実施し、市民が気軽に読書が楽しめる環境を整える。	・まちごと図書館事業の実施(予約図書の受取・返却、図書の配架、図書館司書の巡回)	・まちごと図書館事業の実施(予約図書の本の貸出し・返却、図書の配架、図書館司書の巡回)	・まちごと図書館事業の実施(予約図書の本の貸出し・返却、図書の配架、図書館司書の巡回)	・「まちごと図書館」事業の取組施設数 12公民館及び 樫田支所	12公民館及び 樫田支所	12公民館及び 樫田支所	・令和3年度は、4月25日から5月11日まで新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令され、図書館が休館したため、予約した本を受け取るができなかった期間があったが、事業の周知に努め、予約本の貸出冊数、人数及び予約冊数ともに昨年度より増加した。市民が気軽に読書を行えるよう、利便性の向上を図る。	・事業の周知を図るとともに、公民館等の関係施設との連携を密にして、より利用しやすい事業の施設を行う。	
44	市バス広告収入等の増収	1-(4) 新たな財源の創出 3-(2) 自動車運送事業の経営について	・広告料収入等の市バスの増収を強化し、自立経営の徹底を図る。 ・市民や乗客にとって便利で快適なバス停留所施設を整備し、バス待ち環境を改善する。	・コロナ禍においてもスポンサーの減少を抑えるため、車外広告としては低価格帯設定のステッカー型の車外広告を設定した。 ・これまで実績のなかったマイクロバスについてもバス全面ラッピングを導入し、スポンサーを獲得した。	・新規広告媒体の設定に向け、広告代理店と協議を行った。 ・JR高槻駅南案内所の改修にあわせてカプセルタイプのグッズを新たに考案し、持続可能な財源の確保に努めた。	・広告代理店との協議を踏まえて新たな広告媒体を設定する。 ・カプセルタイプのグッズを新たに考案し、持続可能な財源の確保に努める。	・増収収入としての計上額 53,521,000円 (税抜き)	58,256,000円 (税抜き)	55,694,000円 (税抜き)	・令和3年度は、依然として新型コロナウイルスの影響で広告業界が停滞していたものの、市によるバス車外広告を活用した事業PRが前年度より多かったため、広告料収入が増加した。しかしながら、市による事業PRは一過性であり継続性がないことから、安定した収入の確保に繋がる取組が必要である。	・民間広告代理店のノウハウの活用や、他の交通事業者の事例研究を通して、新たな広告媒体の設定に引き続き取り組む。また市営バスとしての強みをいかし、市の事業の広告媒体として市営バスをより一層活用してもらえるよう、市との連携を図る。	
							(財政効果額)	53,521,000円	58,256,000円	55,694,000円		
45	水道業務の一部外部化に向けた検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 3-(1) 水道事業の経営について	・水道事業にとってコアな業務を残し、それ以外の業務を委託等により外部化し、安定給水に必要な業務を最小人員で行う組織を作る。 ・水道事業全般について費用対効果も含めた見直しを行い、最適化を検討した上で、引き続き実施していくべき事業については、民間企業のノウハウを最大限活用し、経営を効率化	・新たな外部化の調査・検討	・新たな外部化の調査・検討	(1)水道料金収納等包括業務委託に、新たに給水検査業務を追加委託 (2)漏水調査業務委託に、新たに幹幹管路と重要給水施設管路の施設点検業務を追加委託	・新たに外部化を行った業務数 0業務	0業務	2業務	・令和3年度までの実績はないが、委託可能な業務の検討は今後も必要である。	・更なる経営の効率化に向けて、引き続き新たな外部化の調査・検討を進めていく。	

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価・課題	今後の取組方針
				令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	指標	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)		
46	防火・防災管理者等の講習会実施の見直し検討	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等) 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・防火・防災管理者等の講習会実施にかかる財源確保や新たな事業展開を含めたコストの最適化を図る。	・前年度の検討を踏まえ、先進事例の聞き取りを行いその手法を検証するとともに、委託可能な団体へのヒアリングを実施し、外部委託に向けて調整を行った。	・令和3年9月に委託先事業者を決定し、令和4年度から外部委託した事業者による講習を開始することとした。	・外部委託先事業者による講習会を開催(令和4年度講習予定は7月と12月の2回)	-	-	-	-	・令和4年度から、外部委託した事業者による講習業務を開始し、改革項目である「外部化の推進」を実現するとともに、「受益者負担の見直し」について適正化が図れた。大阪府下の他市消防本部においても、すでに多くが外部委託を行っている。また、委託事業者は大阪府下をはじめ、全国で講習会を行い業務に関するノウハウを備えているため、大きな混乱はみられない。 ・課題として、今後も受講方法の変更について、市民に対して丁寧な広報を継続していかなければならない。	・講習会が終了した後、委託先事業者と協議し、問題点があればその改善に務める。 ・受講方法の変更については、消防ホームページで案内するとともに、立入検査など市民等と接するあらゆる機会を通して、広報に努める。
47	生産性向上の取組(ダイヤ、仕業、乗務員の労働条件の見直し)	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制 3-(2) 自動車運送事業の経営について	・民間並みの生産性、経営効率を実現するとともに、安全性やサービス水準を維持向上させる。乗務員の給与水準についても、時間外勤務の削減、昇給幅の見直しなどに取り組み、総人件費の抑制に取り組む。こうした取組により市営バスの経営を強化し、自立経営の徹底を図る。	・利用実態に即したダイヤ改正(9仕業減)及び当ダイヤ改正に伴う拘束時間延長(令和3年4月1日から実施)の決定 ・フルタイムの会計年度任用職員の任用を行った。	・新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式や働き方の変化を踏まえた利用状況に応じたダイヤ改正(令和4年4月1日から実施)の決定 ・フルタイムの会計年度任用職員の任用を行った。(令和4年4月1日付けで新たに10名任用)	・ODデータを活用したダイヤ改正については、その活用方法も含め継続的に精査を行っていく。また、バス運転士の人事給与制度については、経営状況を注視し、交通部としてふさわしい制度となるよう、今後も検討を行っていく。	・総人件費	2,466,532千円(税抜き)	2,413,011千円(税抜き)	2,484,487千円(税抜き)	・令和3年度にフルタイム会計年度任用試験を行い、令和4年4月から新たに10名を任用し、正規職員と比較して人件費の抑制を図った。また、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式や働き方の変化を踏まえた利用状況に応じたダイヤ改正(令和4年4月から実施)を行った。	・ODデータを活用したダイヤ改正については、その活用方法も含め継続的に精査を行っていく。また、バス運転士の人事給与制度については、経営状況を注視し、交通部としてふさわしい制度となるよう、今後も検討を行っていく。
48	【新規】消防通信指令業務の共同運用(高槻市・島本町)	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	消防緊急情報システムの更新に係る整備費用や、導入後の保守費用の削減を図る。	・消防通信指令業務の共同運用について調査研究を行った。	・消防緊急情報システム更新に向け、検討委員会を立上げるほか、島本町から依頼があった消防通信指令業務の共同運用について、検討を行った。	・島本町からの正式依頼を受け、消防通信指令業務の共同運用開始に向けた協議会を設置した。 ・共同で運用する消防指令センターの整備に向け、設計業務を行う。 ・各事業者の最新システムの調査を行う。	-	-	-	-	・課題として、各指令台ベンダーが応札可能なように仕様書のフラット化を図るため、設計業者と調整が必要である。	・令和7年度に運用を開始する消防指令センターの整備を進め、島本町と共同で消防通信指令業務が実施できるよう、適切に協議を進める。
49	【新規】民間活用による小中学校空調設備更新等事業	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	・平成16年度に小中学校の普通教室等へ一斉に設置した電気式空調設備は更新時期を迎えている。また、近年の猛暑から、空調未設置の特別教室への設置ニーズも高まっている。そこで、良好な教育環境を確保するため、設置後15年以上が経過した普通教室等(約1200室)の既設電気式空調設備を更新するとともに、未設置の特別教室(約200室)へ新たに空調設備を設置し、併せて設置後13年間の維持管理を民間事業者のノウハウを活用し、効果的かつ効果的に実施する。	・事業実施手法の研究	・事業実施手法の決定(設計施工方式(維持管理付))	・プロポーザル方式による空調設備更新等事業者の選定	-	-	-	-	・令和3年度は本事業への民間活力の導入可能性を調査した結果、工期短縮による早期の教育環境改善と事業費の抑制が見込める設計施工方式による事業の実施を決定した。また、事業者の選定に向け、募集要項、要求水準書、評価基準等を作成するなど準備を行った。事業実施にあたっては、事業者と連携し、安全管理など学校現場への影響を軽減する取組が必要となる。	・令和5年度中に対象となる空調設備の更新及び新設を行うことができるよう、適切に進捗管理を行う。また、当該事業の財源として、国の交付金を活用する。
							(財政効果額)	47,858,526円	53,521,665円	18,555,044円		

②みらい創生取組一覧【(完了・終了)】

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価・課題	今後の取組方針
				令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	指標	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)		
50	エネルギーセンターにおける高効率こみ発電の導入	1-(4) 新たな財源の創出	平成31年4月からは、第三工場で4,300kWの高効率こみ発電を導入する。また第二工場はこれまでどおりこみ発電を継続することにより、売電の増加と買電の減少を達成する。また、第三工場バイオマス由来の電力は再生可能エネルギーの固定買取制度(FIT制度)の適用を受け、更なる歳入の増加を行う。	・第三工場(一炉)で4,300kWの高効率こみ発電、第二工場(二炉)で4,950kWのこみ発電を引き続き実施 ・令和2年7月から第三工場バイオマス分りFIT制度適用となり、高い単価での売却が可能となり歳入が増加	・第三工場(一炉)で4,300kWの高効率こみ発電、第二工場(二炉)で4,950kWのこみ発電を引き続き実施 ・過年でFIT制度適用による高い売電単価での売却を行う (継続運用)	-	・売電額	256,337,035円	238,132,547円	-	・高効率発電を有する第三工場を基幹工場とし、こみ焼却で発生するエネルギーをより多く電気として利用することができた。	・現在の施設運用を継続する。
							・買電額	15,975,703円	14,830,360円	-		
							(財政効果額)電力購入額の削減	42,186,000円	43,331,000円	23,962,000円		
							(財政効果額)電力売却額の増加	179,754,000円	161,550,000円	133,278,000円		
51	高齢者施設の在り方の検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・デイサービスセンター、養護老人ホーム、老人福祉センターの各施設についてその在り方を検討し、役割や必要性等を整理した上で、今後の方向性を出す。	・民間サービスの充実を踏まえ、高槻市立老人デイサービスセンター条例を廃止した。 ・高槻市高齢者福祉計画介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)において、養護老人ホームの民間事業者による事業実施を位置付けた。 ・令和3年度当初予算において、老人福祉センターの浴場を介護予防体操など多目的に利用できる部屋に改修するため、工事請負費等を計上した。	・養護老人ホームの整備事業者を選定した。 ・老人福祉センターの改修工事を行い、浴場を、「スタジオ100」の名称で新たな部屋として整備し、介護予防の充実を先導して進める施設として、「すこやかテラス」という愛称のもと10月にリニューアルオープンした。介護予防や高齢者のICT推進などに取り組んだ。 (取組完了)	-	・関係施設数	9施設	6施設	-	・各施設の今後の方向性に基づき取組を進めることができた。 ・老人福祉センターの浴場の利用を終了し、介護予防体操など多目的に利用できる部屋に改修することにより、介護予防の充実を先導して進める施設とする方向性を定めることができた。	・デイサービスセンターについて、アセットマネジメント推進室と連携し、跡地活用の検討を行う。 ・養護老人ホームについて、選定した整備事業者のもと施設整備を進める。 ・老人福祉センターについて、高齢者ICT推進事業や介護予防の充実を先導して進める施設として運営し、新たな利用者の増加につなげる。
							(財政効果額)水道光熱費等の削減及び水及保険料額	0円	18,034,385円	18,034,385円		
52	高齢者等市営バス無料補助事業の見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	・交通部が定期券を含めすべての乗車券をICカード化することに伴い、高齢者等市営バス無料乗車証をICカード化し、乗車実態を把握した上で、公費負担と受益者負担の在り方も含め制度全体の見直しを行い、持続可能な制度として再構築する。(申請方式の導入、一部有料化等)	・令和3年4月からの制度改正に向けて、新制度の内容を広く市民へ周知する等、準備行為を行った。	・再構築した新制度の開始。 (取組完了)	-	・無料補助事業の補助(負担)金額	補助金額については令和元年度と同額	実績払いによる負担金制度へ変更	-	・公費負担と受益者負担の在り方も含め制度全体の見直しを行った結果、本制度を持続可能な制度として再構築することができた。 また、再構築した新制度を円滑に開始できた。	・新制度(経過措置期間を含む)を円滑に実施する。
							・無料乗車証の発行数	長寿介護課:66,149枚	長寿介護課 ・無料乗車券:64,127枚 ・割引乗車券:2,525枚	-		
							(財政効果額)	0円	6,509,200円	8,794,000円		
53	臨時保育室外部化及び送迎保育ステーション事業	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・臨時保育室を高槻認定こども園分室に位置づけ、一時預かり定期利用と一体的に運営委託することによって、保護者の就労に向けた保育ニーズに円滑に対応するとともに、令和3年4月から送迎保育ステーション事業を実施することにより、3歳の受け皿の確保、市内の保育資源の効果的活用及び高槻認定こども園分室の年度途中の受入枠確保に努める。	・令和3年4月からの送迎ステーション保育の試行実施に向け、高槻認定こども園休日一時預かり保育室、分室及び送迎保育ステーションの運営委託業者の選定等を行った。	・令和3年4月より送迎保育ステーション事業及び高槻認定こども園休日一時預かり保育室、分室を外部委託にて運営した。 (取組終了)	-	・利用児童数	-	(送迎保育ステーション事業)8人 (高槻認定こども園分室)49人	(送迎保育ステーション事業)15人 (高槻認定こども園分室)50人	令和4年3月末時点での利用人数は、高槻認定こども園分室が49人、送迎保育ステーション事業が8人であった。 3歳児の受け皿確保、市内の保育資源の効果的活用及び高槻認定こども園分室の年度途中の受入枠確保が図られたと考えている。	・引き続き、送迎保育ステーション事業及び高槻認定こども園休日一時預かり保育室、分室を業務委託にて運営する。
54	「高槻市立認定こども園配置計画」の策定	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・公立施設において増大する保育需要と、公立幼稚園の入園児の減少等様々な諸課題のうち、早期に対応すべき課題の解決に向けて計画を策定し、より良い就学前の教育・保育環境を整備	・引き続き周知を行った。	・令和3年7月に「第2次高槻市立認定こども園配置計画」を策定した。 (取組終了)	-	・市立就学前児童施設の数	29施設	28施設	28施設	・令和3年7月に次期計画となる「第2次高槻市立認定こども園配置計画」を策定した。	-
55	訪問型子育て支援業務の外部委託化	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・生後4カ月までの乳児の居る家庭に訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」及び「子育て相談事業」について民間活力を活用し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりに向けて、地域主体による支援体制を推進するため、訪問型子育て支援事業として一括して外部委託化を実施する。	・令和2年10月から外部委託化を実施した。	・引き続き外部委託を実施し、安定した事業運営実施。 (取組終了)	-	・子育て相談事業決算額	1,068,461円	1,275,600円	-	・外部委託化の実施により、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりに向けた地域主体の支援体制の推進を図った。	・令和2年10月から外部委託化を実施しており、安定した事業運営を行っているため、取組は終了。
							・こんにちは赤ちゃん事業決算額	7,120,113円	7,293,826円	-		
56	療育センターにかかる利用者負担の見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	・国の利用者負担制度との整合性を図りながら見直しを行っていく。	・国の幼児教育無償化等との整合性を図り、制度の見直しを実施した。 ※対象児童の年齢が、国の幼児教育無償化等制度対象範囲に到達した。 (取組終了)	-	-	・利用負担における市の決算額(負担額)	207,785円	107,164円	-	・国の幼児教育無償化等の開始以前から在籍している児童のみに対象を限定し、児童の年齢が国の制度対象範囲に到達し、軽減が開始される時期に合わせた見直しを図ることによって、円滑に取組を進めることができた。	・全ての対象児童が国の幼児教育無償化等制度対象年齢に到達したため、取組は終了。
							(財政効果額)	402,422円	100,621円	-		
57	全ての公園に公券による指定管理者制度の導入検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・民間のノウハウを取り入れることで、指定管理料縮減につながる効率的・専門的な施設管理を行うとともに、多様な自主事業の実施などソフト面の充実による利用者満足度の高い公園運営を行う。 ・各公園の特性に合わせ、効率的かつ経費を抑えた維持管理を行う。	・萩谷総合公園・古首部防災公園の指定管理者選定の公券化に向けた取組の実施 ・市内一円での公園管理業務の民間委託に向けた検討	・萩谷総合公園・古首部防災公園と市内スポーツ施設の令和4年度からの指定管理者について、一括して公券により選定した。 ・市内一円の公園について、除草・剪定等の民間委託の契約手続きを行った。 (取組終了)	-	・公券により選定手続きを行う公園数	0か所	2か所	-	・令和3年度は、令和4年度からの萩谷総合公園・古首部防災公園及び市内スポーツ施設の指定管理者の公券について、文化スポーツ振興課と協議・調整しながら選定手続きを適切に進めた。	・有料の運動施設が設置されている萩谷総合公園・古首部防災公園について、公券による指定管理者制度の導入を行ったこと、また、市内一円の公園管理業務についても民間委託化を行ったことをもって、本取組を終了する。
							(財政効果額)	0円	0円	33,667,000円		
58	クロスバル高槻の有効活用に向けた管理手法の検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・クロスバル高槻はJR高槻駅南口に直結した利便性の高い拠点施設であるが、その立地条件や空間を十分に活かしていない。よって、当該エリアの再開発との調整を図りつつ、民間活用、あるいは売却も視野に入れ、施設の有効活用を図る。	・民間活用ということで、令和2年12月に指定管理者を決定し、管理運営を委託することとした。	・令和3年4月より指定管理者により他の拠点文化施設と一体管理を開始した。 (取組終了)	-	-	-	-	-	・指定管理者による3館一体管理を行うことで、専門性を活かした事業連携、経費の削減、窓口の統一によるサービス向上などの導入効果があった。	・高槻市の拠点文化施設として、立地も含めた特色を活かした文化事業を展開する。
59	拠点文化施設の管理運営の適正化	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 1-(4) 新たな財源の創出 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・高槻現代劇場・生涯学習センター・クロスバル高槻の3つの文化施設における施設管理と事業実施について、外部化を図ることでより一層の管理運営体制の効率化を実現する。	・3施設について、令和2年6月に条例改正を行い、令和2年12月に指定管理者を決定した。	・令和3年4月より3つの施設について、指定管理者による一体管理を開始し取組が完了した。 (取組完了)	-	-	-	-	-	・指定管理者による3館一体管理を行うことで、専門性を活かした事業連携、経費の削減、窓口の統一によるサービス向上などの導入効果があった。	・文化振興ビジョンに沿った文化施策の実現に向け、指定管理者により特色ある文化事業を展開する。

【前年度までに完了・終了した取組】・・・効果額のみ

取組 NO	着手事項	財政効果額					
		効果の内容	算出式(根拠等)	効果額の考え方	効果額(円)		
					効果額の詳細		
					令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込額)
60	公有財産の貸付・売却等の推進	土地の有償化に伴う賃貸料収入の確保	用地の不動産鑑定を行い、賃貸料を積算	土地賃貸料の額	11,088,000円	11,217,750円	11,217,750円
					民間事業者11園に対する土地の賃貸料収入	民間事業者11園に対する土地の賃貸料収入	民間事業者11園に対する土地の賃貸料収入